

月60時間を超える残業は 割増賃金率が上がります



～ 就業規則の変更・届出はお済みですか？ ～

現 行	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	25%

令和5年度～	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	50%

2023年（令和5年）4月1日以降、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする規定（労働基準法第37条第1項ただし書）が中小事業主にも適用されます。

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう！

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 **51種類**

時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)
就業規則 (変更届出)
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

最低賃金法に定められた申請 **9種類**

最低賃金の減額特例許可の申請 など

電子署名・電子証明書は不要です！

令和3年4月から、

① e-Gov からアカウントを登録 **② フォーマットに必要事項を入力**

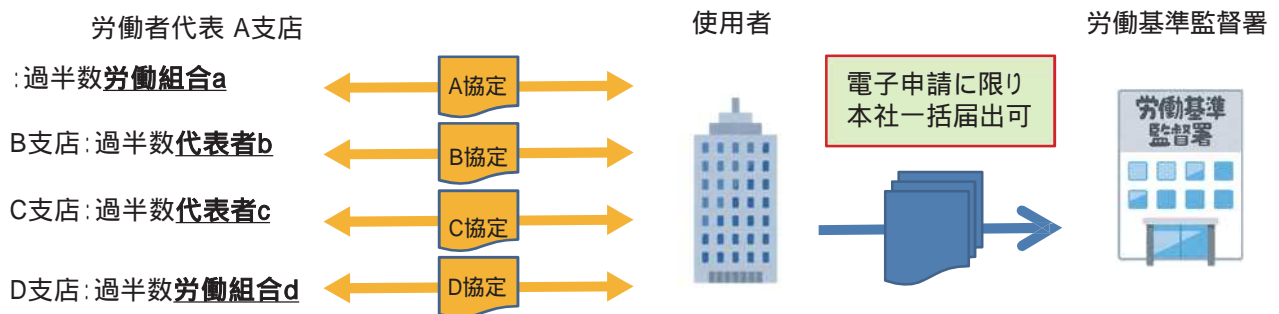
の2ステップで、届出・申請が可能になります！



就業規則、36協定は本社一括届出が可能です

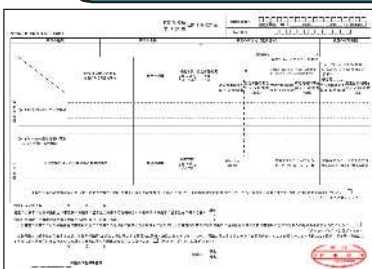
就業規則と36協定については、本社一括届出が可能です。

特に、36協定に関しては、これまでは全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能となっています。



36協定届は最大30,000事業場、就業規則 (変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

控え文書への受付印がもらえます



(イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
について受付印を受け取ることができます。



労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

ホームページは「労基法等 電子」で検索！

労基法等 電子

